介護助手導入実施マニュアル等作成業務委託企画提案コンペ参加仕様書

1 業務概要

- (1)委託業務名 介護助手導入実施マニュアル等作成業務
- (2)委託期間 契約締結日から平成31年3月22日(金)まで
- (3)委託内容 「介護助手導入実施マニュアル等作成業務委託仕様書」のとおり

2 契約上限額

5,997,142円(消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1)参加者資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得 ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条 第1項各号に掲げる者でないこと。

(2)最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている 期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 企画提案資料の提出

- (1)企画提案コンペ参加申込書(様式1) 1部
- (2)企画提案書 7部(正本1部、副本6部)

様式自由 原則 A 4 版、両面印刷、長編とじ。概ね20ページ以内に収め、ページ番号を付すこと。

なお、企画提案書には1(3)委託内容に関して、下記の事項を盛り込んだ実際 に履行可能な内容を記載すること。

- (ア)業務の実施方針
- (イ)業務の実施計画(業務実施の具体的手法、取組内容、スケジュール等)
- (ウ)業務の実施体制(人員配置、社内体制及び業務に関係する組織との連携体制等)
- (エ)提案内容について、他社に対して優位であると思われる点
- (オ)同様の業務の実施実績(実施年度、事業内容等)(3件まで)
- (3) 見積書 7部(正本1部、副本6部)

費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。なお、消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあっては、契約希望額に108分の100を掛けた額)とすること。

- (4)提出期限及び提出場所
 - (ア)提出期限 平成30年7月31日(火)17時15分まで
 - (イ)提出場所 下記9の担当課

(郵送可。ただし提出期限厳守とし、電話・配達証明等により到着を確認すること。)

5 最優秀提案者に提出を求める資料

企画提案コンペ選定委員会による審査により最優秀提案者になった者は、次の書類を平成30年8月10日(金)17時15分までに提出してください。また、最優秀提案者になった者が三重県税あるいは地方消費税を滞納している場合又は提出期日までに次の書類を提出しなかった場合は、次順位者の提案を最優秀提案とし、その旨、通知します。

- (1)消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がない証明用)」 (所管税務賞が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三 重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し

6 最優秀提案の選定・評価方法

(1)選定

介護助手導入実施マニュアル等作成業務委託企画提案コンペ選定委員会において、提出された企画提案書及び別に実施するプレゼンテーションにより審査を行い、 最優秀提案1件を決定する。なお、審査結果は、すべての提案者に通知する。 企画提案コンペの審査基準は以下の通り。

- 1 的確性
 - ・本事業の趣旨や仕様を的確に理解し、具体的な提案となっているか。
- 2 企画性(比重配点×3)
 - ・調査、課題整理・分析、マニュアル作成をするうえでの具体的な手法とプロセスが記載されているか。
 - ・実用性の高いマニュアルを作成するための工夫や取組について、独自性のある 提案となっているか。
- 3 計画性(比重配点×2)
 - ・企画内容を実現するための実施内容、全体スケジュールは具体的で適切か。
- 4 実施体制(比重配点×2)
 - ・業務を着実に実施できる人員の配置等、実施体制は十分か。
 - ・社内体制及び業務に関係する組織との連携体制は十分か。
- 5 専門性(比重配点×2)
 - ・類似事業の実績がある等、調査・分析・マニュアル作成の業務を遂行するため

の十分な能力を有しているか。

- 6 経済性
 - ・適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。
- (2)プレゼンテーション(詳細は後日連絡)

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

時期:平成30年8月6日(月)午後

場所:三重県勤労者福祉会館 第3教室

形態:プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書及び見積書のみによるもの とし、パワーポイント等の使用は不可とする。また、時間配分は、提案者に よる説明15分以内、選定委員の質疑5分以内とする。

(3)選定結果の通知

選定結果は後日速やかに参加者に通知するとともに三重県ホームページにて公表する。

(4)契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結する。

7 質問の受付及び回答

(1)質問の受付期間

平成30年7月20日(金)17時15分まで

(2)質問の提出方法

書面持参、ファクシミリ、電子メール (chojus@pref.mie.jp) にて下記9の担当課宛てに提出する。

(3)質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き的な事項に限る。

なお、次の質問は受け付けていない。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容
- (4)回答方法

受けた質問に対する回答については、7月24日(火)17時15分までに、原則三重県ホームページに掲載する。

8 その他

- (1)企画提案書及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)企画提案に要する費用は、コンペ参加者の負担とする。
- (3)提出された企画提案書は返却しない。

- (5)企画提案書は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (6)契約保証金は、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号(以下、「規則」という。))第75条によります。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(契約履行証明書(様式4))を提出していただく場合があります。

- (7)契約は、三重県医療保健部長寿介護課において行います。
- (8)契約書は2通作成し、三重県及び受託者の双方が各1通を保有するものとします。 なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、 契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。(契 約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとしま す。)
- (9)契約代金の支払方法、支払場所、支払時期については、契約条項の定めるところによります。
- (10)契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とします。変更契約について も同様とします。
- (11) 再委託は、認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重 県の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- (12)契約の履行に当たっては、三重県個人情報保護条例の規定を遵守してください。
- (13)暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

- (14) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - ア)受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

断固として不当介入を拒否すること。

警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

発注所属に報告すること。

契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ)契約締結権者は、受注者がア 又は の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 担当課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部 長寿介護課 居宅サービス班 担当 南部

電 話059-224-2262

ファクシミリ 0 5 9 - 2 2 4 - 2 9 1 9

電子メールアドレス: chojus@pref.mie.jp